

議案第64号

墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和2年11月26日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 墨田区長等の給料等に関する条例（昭和22年墨田区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「及び12月」を削り、「100分の173.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の169.5」を加える。

第2条 墨田区長等の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「に支給する場合には100分の173.5、12月」を「及び12月」に、「100分の169.5」を「100分の171.5」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

諸般の情勢に鑑み、区長等の期末手当の支給月数を改定する必要がある。